

訪問リハビリテーション利用料金

令和6年6月1日改正

(1) 訪問リハビリテーション費：1回は20分で通常は40分で実施

訪問リハビリテーション費と加算料金は負担割合証によって負担料金が異なりますが、介護度による違いはありません。(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

利用者負担金額	1割負担の場合
訪問リハビリテーション費	308円/回

(2) 加算料金(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

項目		利用者負担金額	概要
		1割負担	
訪問リハビリテーションマネジメント加算	イ	180円/月	リハビリ計画の定期的な評価及び計画の見直しを行い、リハビリに係る従業者への情報伝達を行い、医師から理学療法士等へのリハビリ実施にあたり詳細な指示があり3ヵ月に1度のリハビリ会議実施及びリハビリ計画について計画に関与した理学療法士等が計画を説明し同意を得るとともに、医師へ報告した場合に加算されます。
	ロ	213円/月	上記のイに加え、に加え厚生労働省にリハビリに関するデータの提出とフィードバックを受けた場合に加算されます。
		270円/月	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。上記イ・ロに加算
移行参加支援加算		17円/日	訪問リハビリ利用者が、要介護から要支援になり、介護予防通リハ、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に移行した場合に加算されます。
退院時共同指導加算		600円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
サービス提供体制強化加算	I	6円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる場合に加算されます。
	II	3円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる場合に加算されます。

介護予防訪問リハビリテーション利用料金

令和6年6月1日改正

(1) 介護予防訪問リハビリテーション費：1回は20分で通常は40分で実施

介護予防訪問リハビリテーション費と加算料金は負担割合証によって負担料金が異なりますが、介護度による違いはありません。(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

利用者負担金額	1割負担の場合
介護予防訪問リハビリテーション費	298円/回

(2) 加算料金(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

項目	利用者負担金額		概要
	1割負担		
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日		利用者の状態に応じて基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施(退院日から3か月以内の期間に、1週についておおむね2日以上、1日あたり20分以上)した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	I	6円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる場合に加算されます。
	II	3円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる場合に加算されます。
長期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化	減算なし (算定要件を満たした場合)		利用を開始した日の属する日から起算して12月を超えた期間に利用した場合減算 減算を行わない基準 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報 その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
	-30円 (算定要件を満たさない場合)		
退院時共同指導加算	600円/回		病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。